

第三次循環型社会形成推進基本計画 の進捗状況の点検に向けた中間報告

1. 今年度の点検の進め方……………1
2. 自治体・NPOからのヒアリング結果 ……2
3. 重点点検分野(指標)の要因分析 ……9

平成27年10月1日
環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
循環型社会推進室

1. 今年度の点検の進め方

これまでの点検では、自治体等各主体からのヒアリングを含め、本部会でご審議頂いたところ。

一方、昨年度の点検において、重点点検分野と、各主体の取組についてより深掘りした分析が必要であるとの御指摘を頂いたことから、本年度から新たに有識者会合を設置し、そこで各主体からのヒアリング(国(=関係省庁)を除く。)・重点点検分野の点検等を行い、同会合からのインプットを受けて、本部会で御審議いただくこととした。

時期	循環基本計画フォローアップに係る議題等	有識者会合等での検討
平成27年4月2日 第9回循環型社会部会	・第三次循環型社会形成推進基本計画の第2回評価・点検の進め方	
平成27年10月1日 第10回循環型社会部会	・第三次循環型社会形成推進基本計画フォローアップの第2回点検中間報告その1	<ul style="list-style-type: none"> ・重要点検分野の要因分析①(廃棄物等データの要因分析) ・各主体(国除く)の取組の点検①(自治体ヒアリング、NPO/NGOヒアリング)
平成27年11月17日 第11回循環型社会部会	<ul style="list-style-type: none"> ・各省ヒアリング ・第三次循環型社会形成推進基本計画フォローアップの第2回点検中間報告その2 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要点検分野の要因分析や事業者からの事業者ヒアリング
平成27年12月末 第12回循環型社会部会	・第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果について(パブリックコメント案)	<ul style="list-style-type: none"> ・国の取組の点検や指標の点検、大学等からのヒアリング
平成28年1~2月 第13回循環型社会部会	・第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第2回点検結果について(決定)	

2. 自治体・NPOからのヒアリング

- 第三次循環基本計画では、各主体(国、地方公共団体、国民、NGO/NPO等、大学等の学術・研究機関、事業者)それぞれに期待される役割を記載している。
- 有識者会合では、そのうち、地方公共団体、NGO/NPO及び消費者について、下記のような役割が期待されており(※下線は事務局が追記)、都道府県(東京都)・市町村(福岡県大木町)・NPO(特定非営利法人持続可能な社会を作る元気ネット及び循環生活研究所)から、こうした役割を果たすことについての現状と課題を聴取した。

地方公共団体

地方公共団体は、地域循環圏の形成など地域における循環型社会を形成していく上で中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められる。

特に、都道府県は広域的な観点から管下の市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められる。

例えば、①廃棄物の分別収集の徹底、②一般廃棄物処理の有料化などによる廃棄物の減量化、③廃棄物会計の導入・公表、④ほとんど再生利用が進んでいない生ごみ等の一般廃棄物の再生利用や熱回収のさらなる推進、⑤容器包装リサイクル法に基づき収集した廃ペットボトル等の国内での再生利用の促進、⑥バイオマスなどの循環資源の地域内での活用推進、⑦有害物質に関する適切な管理・モニタリングの実施、⑧地域における環境教育・環境学習の場の提供、⑨環境に配慮したグリーン製品・サービスや地産商品の推奨・情報提供、⑩地域内の廃棄物処理事業者、リユース・リサイクル事業者の指導・育成、⑪違法な廃棄物処理を行う者に対する指導などの取組により、地域における循環型社会の構築が進展し、環境への負荷が低減されることになる。

さらに、国同様、自らも事業者として、また地域の環境保全と産業振興を促進する立場から、グリーン購入やグリーン契約などを通じてリユース製品、リサイクル製品等の優先的な調達など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行することも期待される。

国民

国民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが求められる。


また、国民の消費者としての側面からは、平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)においても、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会(消費者市民社会)の形成を目指すこととされている。

これらのことを踏まえ、例えば、①ごみの減量化や分別排出の実施、②廃棄物、廃家電等の適正なルートでの排出、③マイバッグ・マイボトルの利用、詰替製品・簡易包装・リユースびんの選択等による容器包装の削減、④食材の使い切りや、過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減、⑤レンタル・リース・中古品の積極的活用、⑥木材等の再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入などの取組を積み重ねていくことで、環境負荷が低減されることになる。

また、地域における循環型社会の形成は、その地域に住む国民一人ひとりが、地域の環境と循環資源に関心を持ち、環境教育・環境学習や環境保全活動等に積極的に参加したり、NGO/NPO等の民間団体の活動に協力したりすることにより、具体化されることになる。

NGO NPO 等

NGO/NPO等の民間団体は、①地域住民のライフスタイルの見直し支援、②3Rの推進をはじめとする地域における環境保全活動、③地域におけるコミュニティビジネスの推進、④地域における環境教育・環境学習の実施など、自ら循環型社会の形成に資する活動の担い手となることに加え、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが期待される。

 今回のヒアリング結果に、今後調査する各種関係指標を踏まえて、本年度の点検を実施

本日は、後述する各主体の役割・課題や有識者意見について、抜けている点、問題となる点がないか御審議頂きたい。

① 東京都の発表資料概要

東京都は、2015年3月に『持続可能な資源利用』のための取組方針を策定。

3つの柱を掲げ、「持続可能な資源利用」への転換に向け、サプライチェーン全体を視野に入れた取組を行う。

第一の柱

資源ロスの削減

- 食品ロスの削減
- レジ袋削減



ユニークなキャラクターを使ったキャンペーン
(香港政府 Christine Loh 環境副長官提供)



国産材を使ったコンクリート型枠

第二の柱

エコマテリアルの利用促進

- 持続可能な木材利用
違法伐採リスクの回避が必要。
- 持続可能な調達
サプライチェーンにおける環境影響や人権問題、労働慣行等に配慮した調達を促進。

- 平成27年度から先進的企業等と連携したモデル事業を実施、その成果を広く普及
- 都民・NGOとの連携
- 区市町村や関係業界と連携→ 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり等

第三の柱

廃棄物の循環利用の更なる促進

- 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり
オフィスビル等から排出される廃プラスチックなどの事業系廃棄物のリサイクルを推進。
- 店頭回収ペットボトルに係る再生利用指定



オフィスビルの廃プラスチック

2020年のオリパラとその後を見据え、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環の実現を目指す。

都道府県の役割・課題

- 都道府県は、直接、廃棄物処理事業を行っているわけではないので、市町村との連携が不可欠。
※市町村：廃掃法に基づき一般廃棄物を処理。地域の生活環境保全が目的。
- 都道府県の位置づけの明確化が必要。(3Rに関する指導の権限は建設R法・自動車R法のみ。)

有識者意見

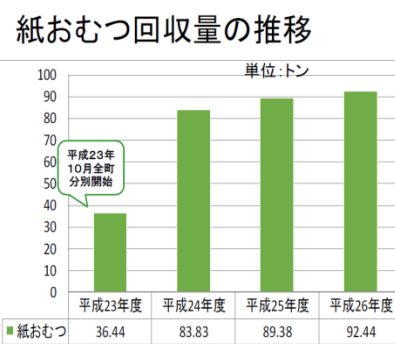
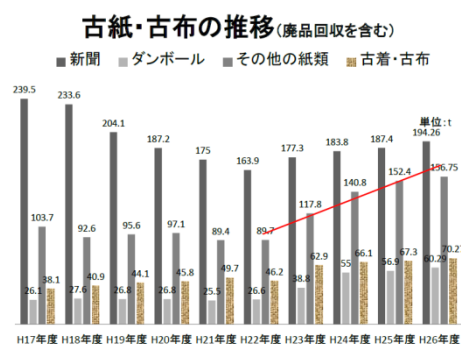
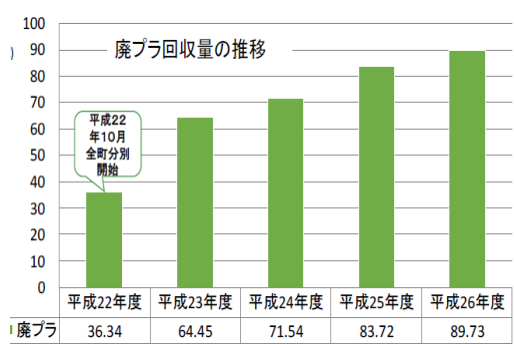
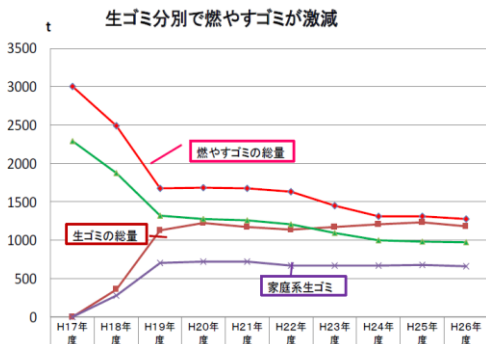
- 資源の有効な循環利用を見据え、建築分野をはじめとして、再生品・再生資材活用のルールづくりや「持続可能な調達」の促進が必要。
- 上記の3つの柱のうち、「資源ロスの削減」、「廃棄物循環利用の促進」は市町村と一緒に取り組むことができるが、「エコマテリアルの利用促進」といった上流までの政策は都道府県の役割が大。

②大木町の発表資料概要

大木町市では、ごみの焼却量を減らし、循環型社会を目指す取組を実施。具体的には以下の4つの取組を行い、また、「もったいない宣言」「ゼロウェイスト宣言」にも取り組んでいる。

- 生ごみの分別資源化**
 - バケツコンテナ方式
 - 各家庭のごみ回収料金は有料だが、生ごみだけの回収料金は無料
- プラスチックの分別資源化**
 - ごみが半減する
 - 温暖化対策にも貢献
- 紙・布の分別徹底**
 - 紙・布のリサイクル促進
 - 常設置き場を設置し、市が直接古紙販売。
- 紙おむつの再資源化**
 - 焼却コスト低減

大木町市では、循環型社会に向けた4つの取組により、大きな成果を得ている。また、ごみ処理・収集運搬費用の大幅削減にも成功している。



市町村の役割・課題

- 国や都道府県は全体の法制度やビジョンを扱うのに対し、市町村は住民の協力を得ながら、具体的な資源管理を実施する役割を担っている。
- 目に見えるリサイクルループを示すことで、住民の理解が得ることができる。

有識者意見

- 大木町で成功している生ごみの分別は、全国に取り組まれているものの必ずしも多くの地域で成功していない。大木町の取組を参考に、夏場の対応や住民理解のための仕組み作りを綿密に行うことが必要。

③元気ネットの発表資料概要

NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットとは

1996年からごみ問題解決へパートナーシップを育み
2001年以降全国の個性ある地域環境活動を応援する
「市民がつくる環境のまち“元気大賞”」表彰事業実施

■地域の環境活動リーダーと
共に学び合う全国ネットワーク



家庭から出る
ごみ・資源・CO2

くらしの
化学物質

高レベル
放射性廃棄物

市民・企業・行政の
パートナーシップで解決めざす！
アジア3R推進市民フォーラム
(環境省と連携)

2009年から国内19の団体と共に日本大会を開催後、
政府会合のサイドイベントを開催国のNGOと毎年実施

3R普及啓発、市民リーダー育成
(3R推進団体連絡会、企業と連携)

2011年から3R・容器包装の普及啓発、
2013年からは雑がみ調査連携事業等



3R推進団体連絡会

くらしの課題として
地域で学び合う場づくり

「電気のごみ」地域WS
(資源エネ庁・地域と連携)

2007年から全国で88回の地域WSを開催、
リスクコミュニケーションのファシリテーター
育成と共に地域との連携を広げている



雑紙チラシ

自治体の廃棄物組成の現状

- ごみ全体に占める容器包装廃棄物の比率は容積比で61%、うち、プラスチックが43.2%、紙類が13.9%
- 生ごみと紙ごみ削減に向けて、企業・自治体との連携プロジェクトによる調査・社会実験を実施(平成27年度:八王子市・松本市)⇒自治体と契約する回収業者が変化に対応できていない状況や市民が混乱するとの理由で、回収品目を制限するケースあり

環境配慮に関する消費行動アンケート

- 全国約500人に対しアンケートを実施。
- 意識はあるが活動に結びつかない人が多い。購買行動の中で環境配慮を影響させたい。

分別・リサイクルにおける普及啓発

- 企業・行政・市民の環境コミュニケーションの担い手となる、地域リーダーの育成を行う。
- 地域に根ざした情報発信(出前講座)。

マルチステークホルダー会議の開催

ロンドン視察(オリンピック等)

NPOや消費者の役割・課題

- 2020年以降の循環型社会づくりに向け、ステークホルダーによる熟議の場が必要
- 消費者の購買行動の変革と一人ひとりの実践に向け、消費者市民社会の成熟が必要

有識者意見

- 企業の取組情報が市民に伝わっていない
- 意識が行動へ反映されるような情報が必要
- NGOや県の活動が見られるような場が必要

④循環生活研究所の発表資料概要

ダンボールコンポスト

- 環境教育機能を有する。
- 資源循環を担う人材育成
環境意識が高まる野に加え、有機野菜や食生活、園芸への関心も高まる。(右図)

教育機関との連携

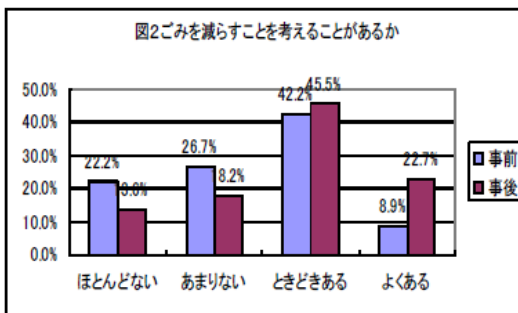
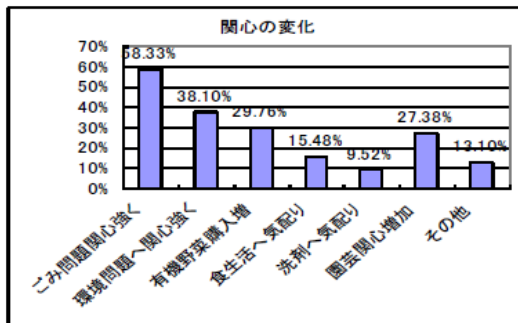
- 地元の高校にて、選択授業として食と地域のつながりについでの授業を行う。

海外支援

- JICA研修や視察の受け入れを行う。
- アジア3R推進市民ネットワークにより、ネットワークの強化

NPO・行政・企業・大学と住民の連携

- 福岡県東区 アイランドシティ/コミュニティガーデン



循環生活研究所とは

※福岡市HP参照

- 所在地 福岡市東区
- 会員数 239人
- 設立時期 1997年
- URL <http://www.jun-namaken.com/>
- 活動目的

暮らしに必要なものを地域内で循環させることで得られる楽しくて創造的な生活を循環生活と名付け、調査・研究・提案していきます。



NPOや消費者の役割・課題

- NPOや消費者の取組の推進には、地道な活動、楽しめる活動手法、情報の入手と発信、自立が重要。一方で、環境に関する危機感が伝わりにくいジレンマもある。
- 人員不足、高齢化、次世代の担い手の育成、スタッフ教育、新しいことへの挑戦、マネジメント能力、企業・行政の理解の壁、NPO・行政・企業等との連携の難しさ(コーディネート力)

有識者意見

- 企業・行政の理解の壁があり、理解・協力してもらうまでに相当の努力が必要
- NPOの中でも、次世代育成が課題

ヒアリング全体を踏まえた主な意見

1. 自治体、NPO／NGO・消費者の取組状況の把握

- 定量的なデータはないが、地域と連携した普及啓発、コミュニティビジネス、各主体の連携協働のつなぎ手など、新しい取り組みをしているNGOは増えている印象
- NPO/NGOや消費者の取組について、定量的なデータがなく、分別排出なども当たり前となっているが、そうした成果の評価が見えていない。

2. 自治体、NPO／NGO・消費者による3R推進上の課題

- NPO/NGOには情報力・組織力等で限界があり、行政との連携が不可欠。一方、行政が積極的に動くためには、地域住民の後押しも必要。
- 自治体やNPO/NGOの取り組みについては、生ごみ、紙、プラの3Rや購買(グリーン購入)が重要。この際、効果を得られるに至るまでのプロセスで必要な条件を整理・分析した上で取り組まないとうまく続かない。
- 3Rを進める上で、消費者(個々人)の努力にどこまで依存するか、今後検討が必要。

3. 自治体、NPG／NGO・消費者を含んだ連携・協働

- 国、都道府県、市町村の狭間に落ちている取組については、循環基本計画で定型的に決めつけるのではなく、自治体の主導によって積極的かつ柔軟に取り組むべき。
- それぞれの自治体の区域で考えると限界があり、広域的に考えることが必要。大局的に見て、ある程度広域連携が必要な部分は、環境省が方向性を示すべき。
- 各主体が行っている取組を知ることが出来るプラットフォーム作りが大事であり、様々な分野のプラットフォームとうまく連携統合することが重要。
- 地域住民と行政が対立の立場にならぬよう、ステークホルダー間で情報を共有し、一歩先に行くための議論する場が重要。

3. 重点点検分野(指標)の要因分析について

4月2日の本部会において、本年度の点検で重点点検分野とされた項目のうち、

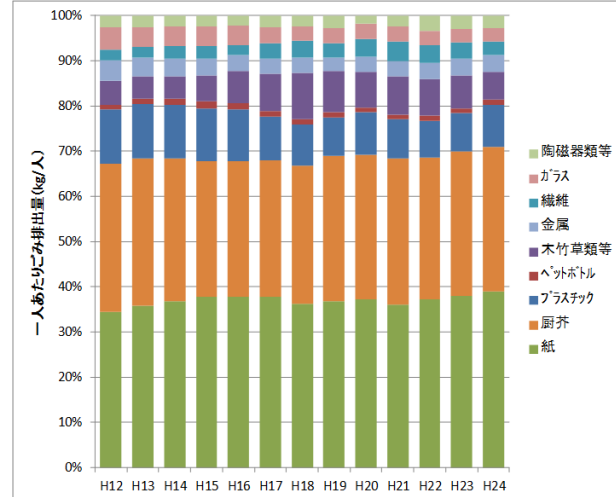
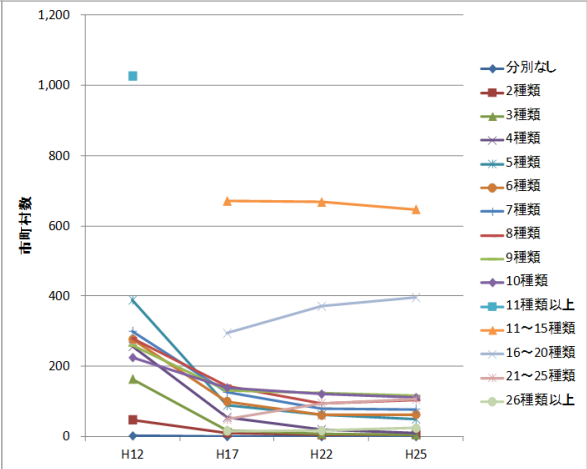
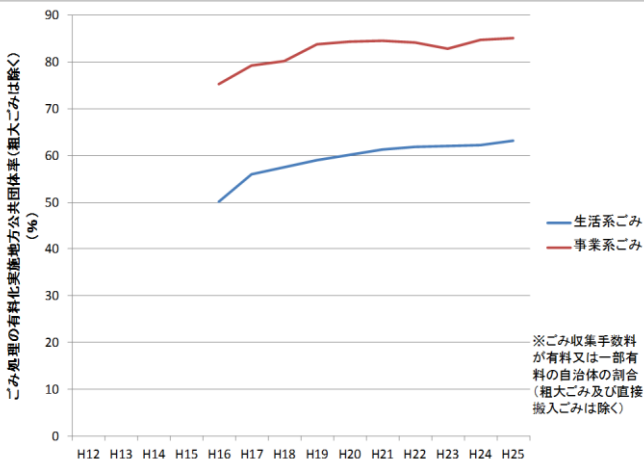
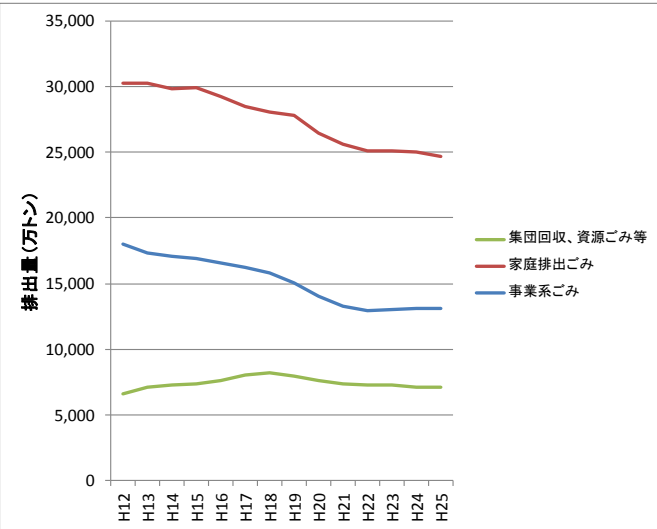
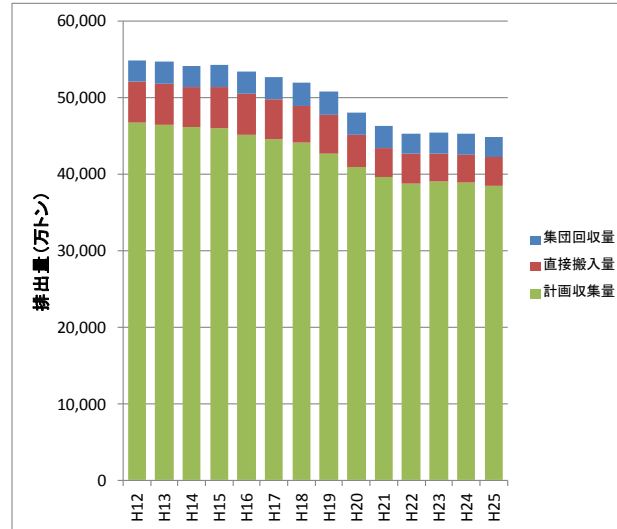
- ・物質フロー指標
- ・目標を設定する指標
- ・推移をモニターする指標

について、その動向の要因分析を進めているところ。

今回は主に品目に着目したこれまでの傾向及び今後のポテンシャル分析を行ったが、今後は、過去の指標の動向と政策の導入時期を時系列的に整理し、各政策の循環型社会形成に向けたインパクトの程度を検討するとともに、今回示されたポテンシャルの高い品目について、今後の3Rの推進のための課題と取組の方向性について検討し、本部会に改めてインプットすることとしたい。

3-2 廃棄物等の発生量(リデュース)① -一般廃棄物-

廃棄物等の発生量は微減傾向



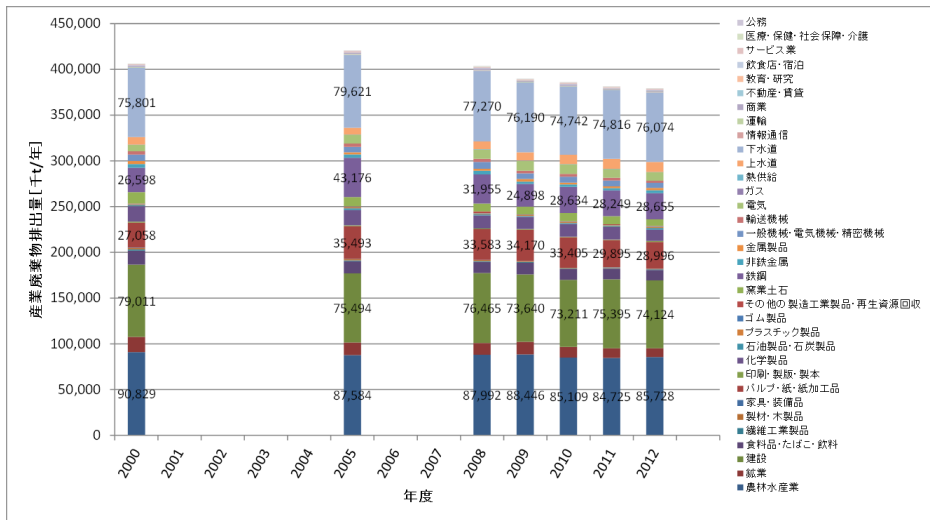
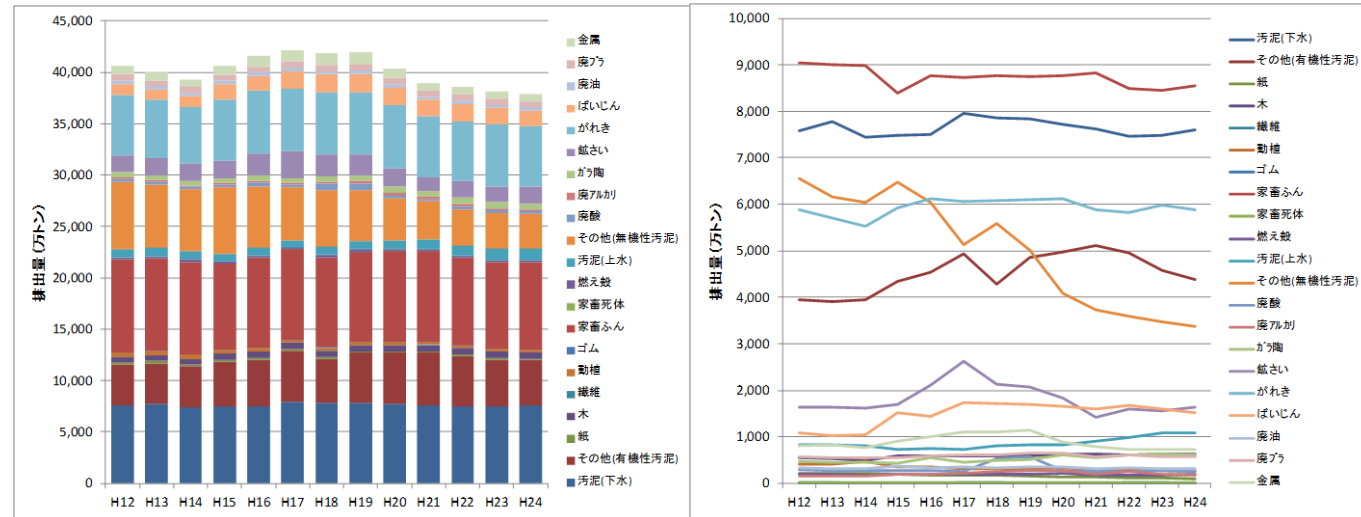
一人あたりのごみ排出量は有料化や分別等によって減少したものと考えられるが、近年は横ばい

一般廃棄物の組成は紙、厨芥、廃プラが8割を占める

3-2 廃棄物等の発生量(リデュース)② -産業廃棄物-

廃棄物等の発生量は近年ほとんどの品目で横ばい

産業廃棄物の組成は、家畜ふん尿、がれき類、汚泥が大きな割合を占める



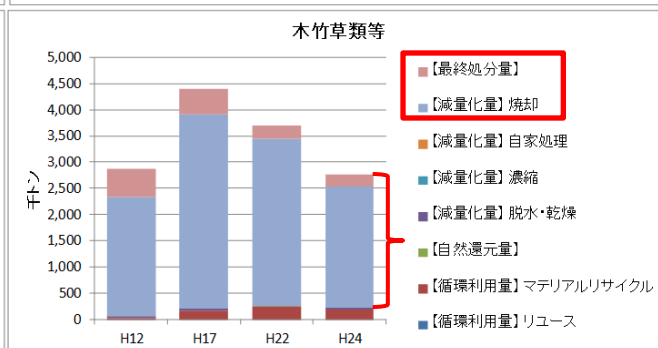
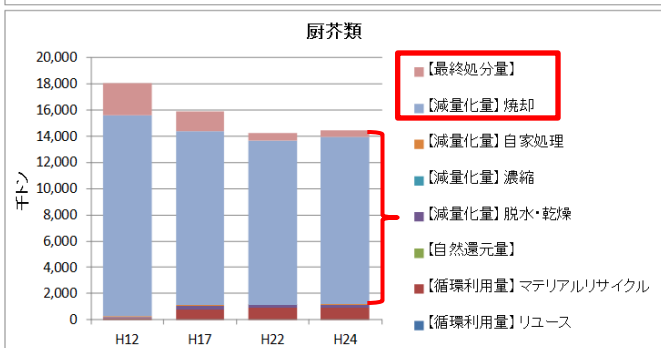
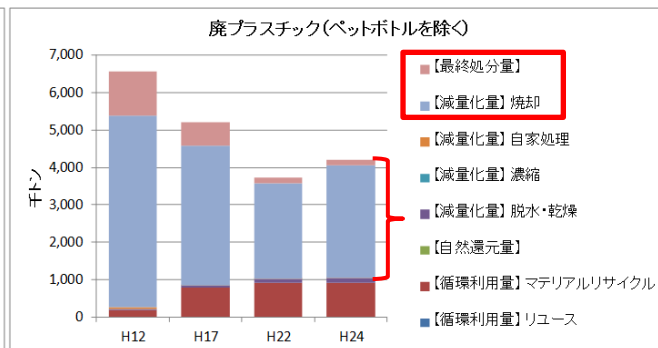
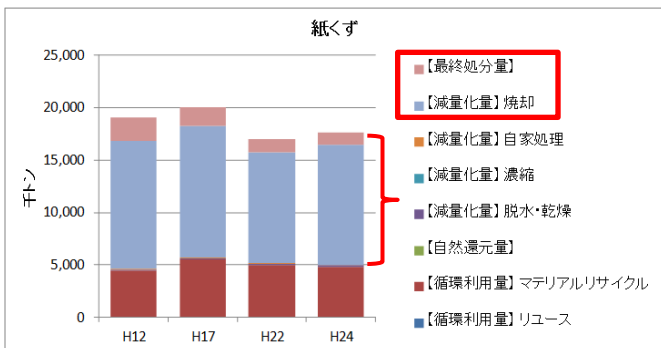
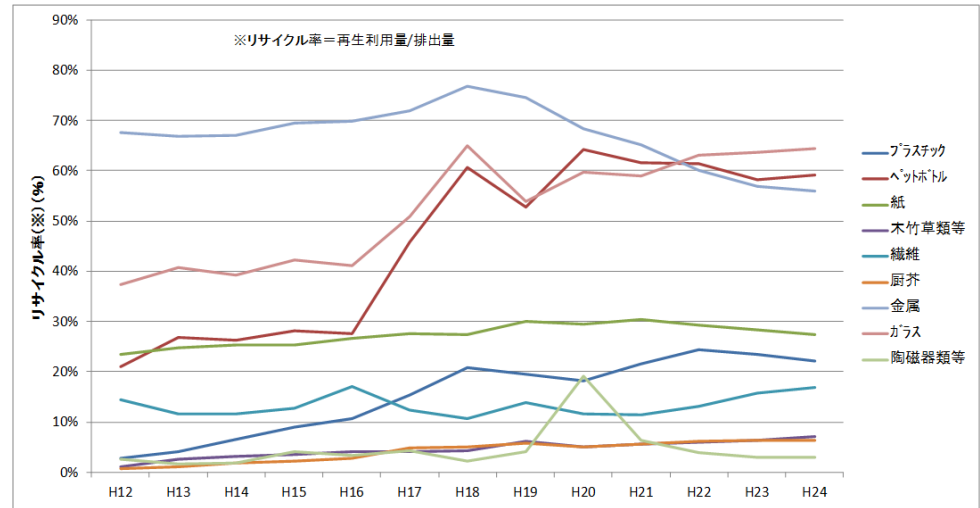
業種別では、農林水産業、下水道、建設、鉄鋼、パルプ・紙・加工業等が全体の75%を占める

3-3 廃棄物等の循環利用量、循環利用率(リサイクル)①

一般廃棄物

一般廃棄物のリサイクル率は、廃ペットボトル、廃プラスチック、ガラスくずは増加傾向だが近年横ばい。

厨芥類及び木竹草類等は増加傾向にあるが、10%以下に留まる。



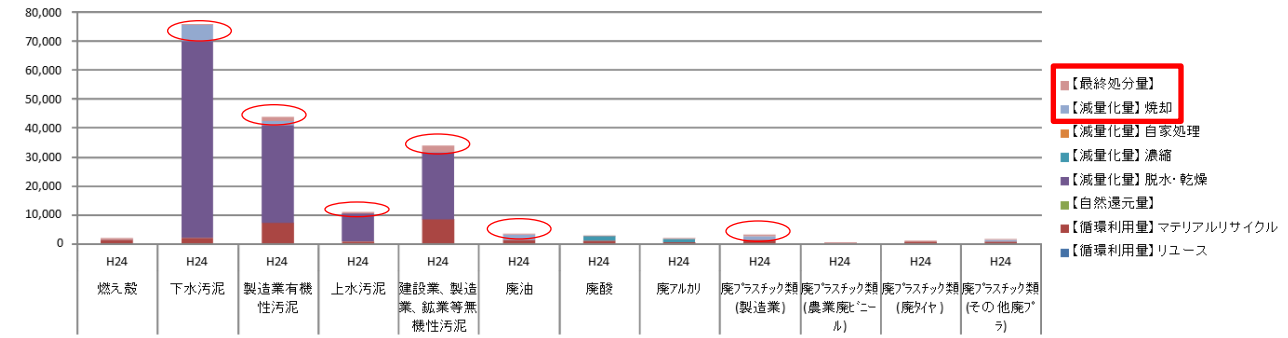
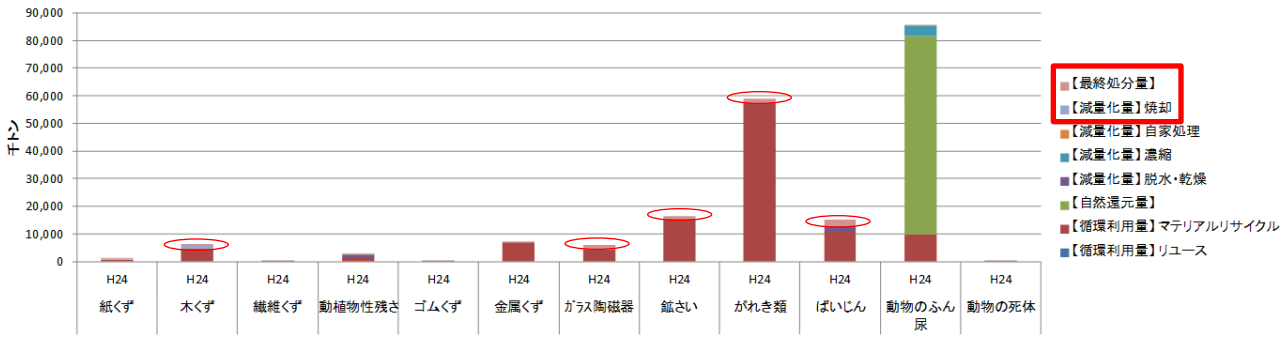
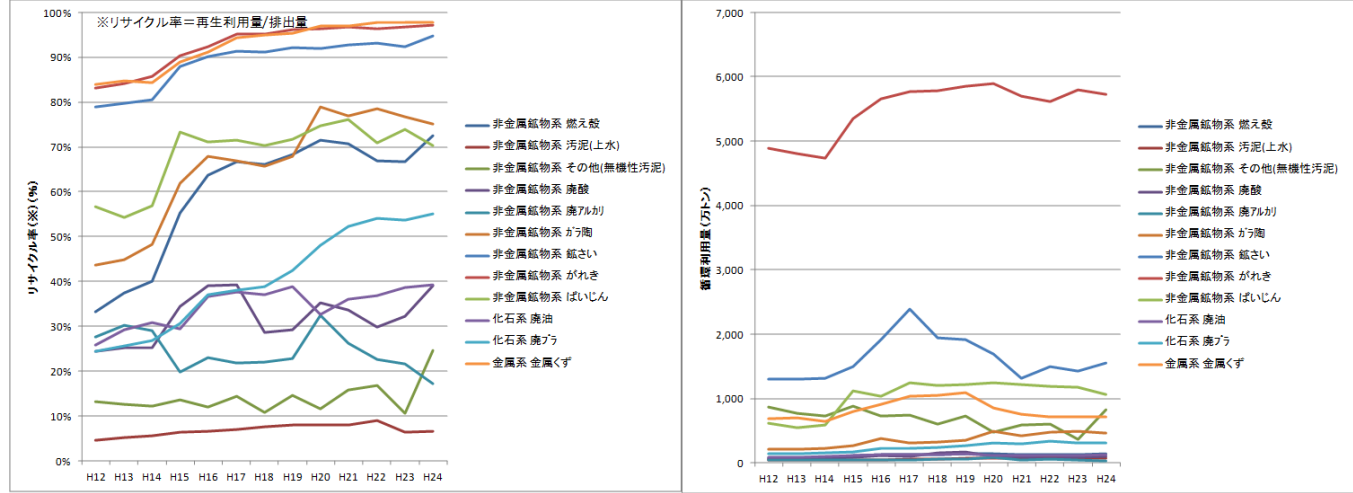
一般廃棄物の今後のリサイクルポテンシャルとして、現在焼却・最終処分されているものを想定した場合には、紙くず、廃プラスチック(ペットボトルを除く)、厨芥類、木竹草類等に関してリサイクル余地が大きい。

3-3 廃棄物等の循環利用量、循環利用率(リサイクル)②

-産業廃棄物-

産業廃棄物のリサイクル率を見ると、いずれの産業廃棄物も増加傾向

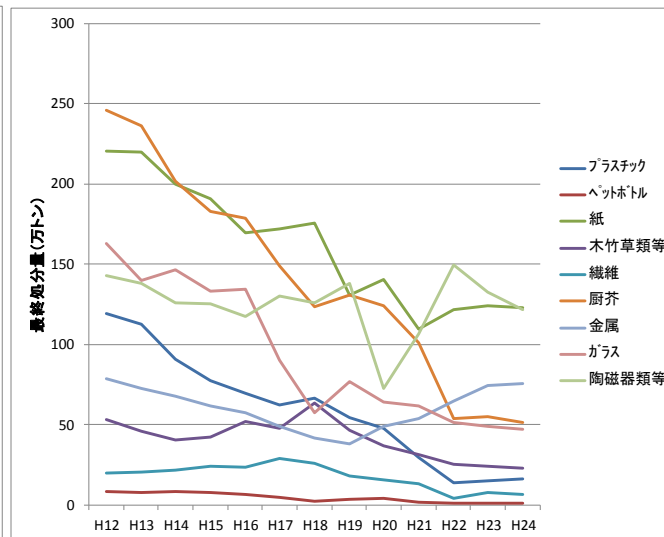
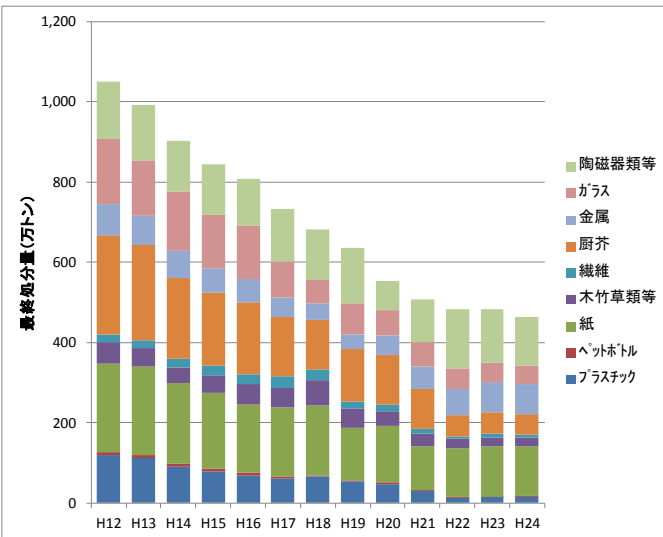
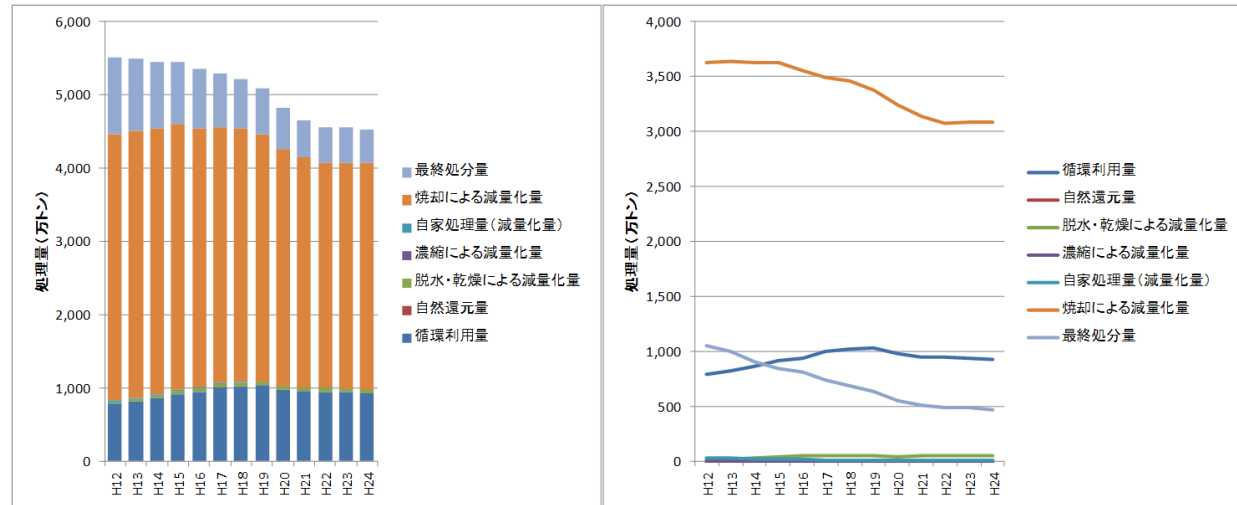
ただし、含水率が高い汚泥等に関してはリサイクル率が低い



産業廃棄物の今後のリサイクルポテンシャルとしては、現在最終処分されているものを考慮した場合、汚泥、ばいじん、がれき、ガラス陶磁器くずが100万トンの以上の余地があるが、リサイクル用途は建設資材等に限定

3-4 廃棄物等の最終処分量① -一般廃棄物-

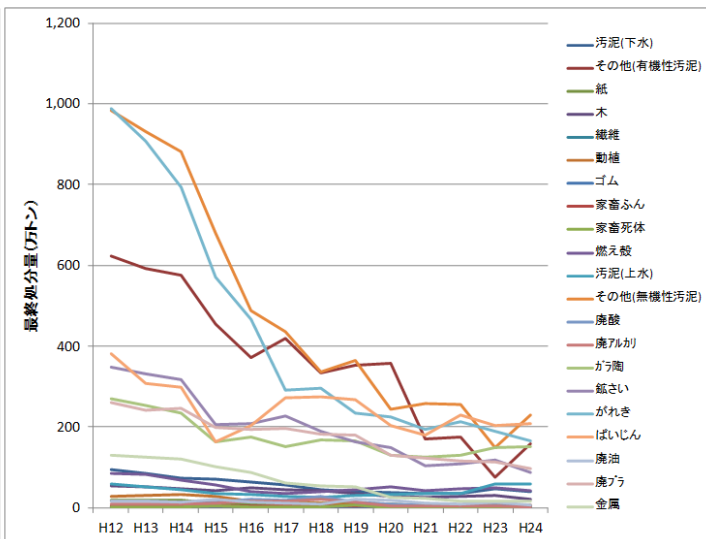
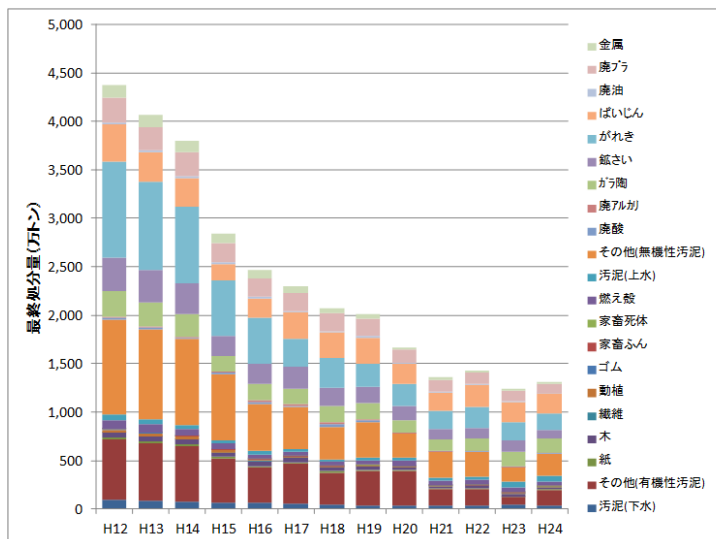
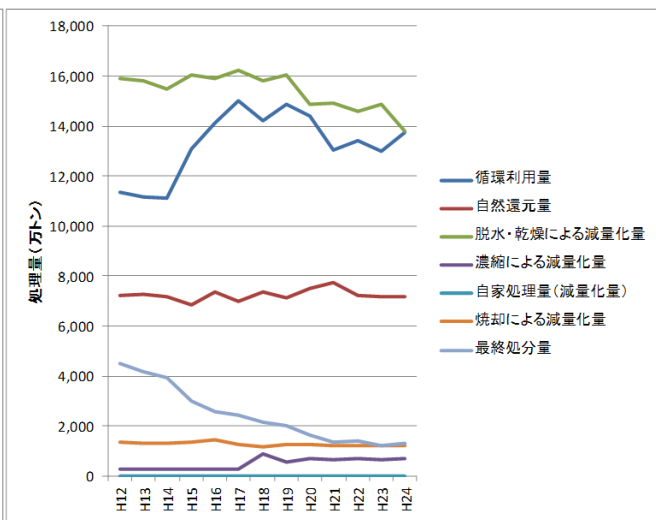
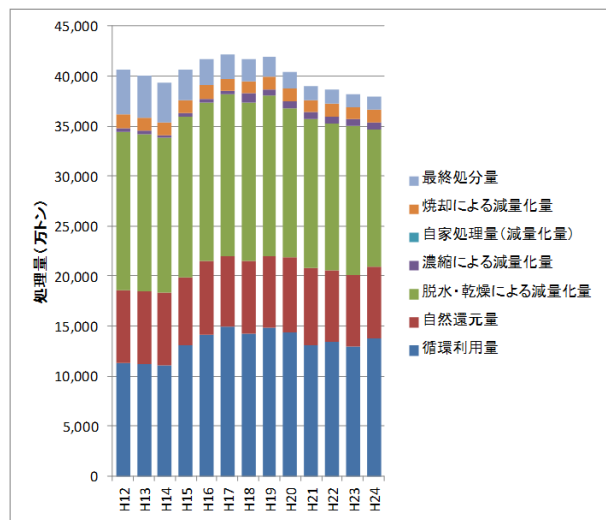
一般廃棄物の最終処分量は、主に循環利用率の増加によって順調に減少してきたが、近年横ばい



現在、100万ト以上最終処分がされているのは紙くずと陶磁器類等となっている

3-4 廃棄物等の最終処分量② -産業廃棄物-

産業廃棄物の最終処分量は、主に循環利用率の増加によって順調に減少してきたが、近年は横ばい



現在、100万ト以上最終処分がされているのは汚泥、ガラス陶磁器くず、鉱さい、がれき、ばいじんとなっている